

書面による会議形式に関する意見聴取結果について

令和 2 年 6 月 12 日付で各委員へ書面会議開催に対する意見聴取を行い、その結果及び今後の方針を示します。

1 結果

(1) 書面会議開催の賛否

賛成	不賛成	合計
12 名	0 名	12 名

※市長除く

(2) 各委員からの意見（提出順に記載）

ア 小澤委員

- ・新型コロナウイルスのみを対象とした条項にするのではなく、その他非常事態全般に対応できる物にした方が良いと思う。

例：座長は評議員の過半数が認める場合等

イ 後藤委員

- ・活発な意見交換のためには、今は ZOOM を用いての会議も利用できますので、ネット環境を用いての会議に関しても積極的に進めて頂きたいです。質疑応答はその方がスムーズかと思われます。

2 今後の方針

(1) 書面による会議形式

- ・賛成者が半数を超えたため、資料 3-2 に示す運営要綱を令和 2 年 7 月 13 日から施行し、「書面による会議」開催も可能とします。ただし、時限的な措置のため、令和 3 年 3 月 31 日までの効力とします。

(2) 会議開催のあり方

- ・本協議会は、各委員から活発な意見交換を求めため「委員招集による会議」を第一に考え、諸事情により開催が困難な場合は「書面会議」とします。

3 その他（参考）

各委員からの意見に対する事務局の回答を記載します。

委員	質問	回答
小澤委員	新型コロナウイルスのみを対象とした条項にするのではなく、その他非常事態全般に対応できる物にした方が良いと思う。	本市では新型コロナウイルス感染拡大防止に資するため、書面会議の開催を可能としており、その他非常事態全般に対応した会議開催のあり方につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
後藤委員	活発な意見交換のためには、今は ZOOM を用いての会議も利用できますので、ネット環境を用いての会議に関しても積極的に進めて頂きたいです。	ネット会議における庁内の調整を検討課題とし、書面会議において質疑応答を丁寧に行ってまいります。